

こどもっとひろば（児童館）で楽しい英語体験

業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

こどもたちが遊びを交えながら英語を使った挨拶やコミュニケーションを体験することで、こどもたちの英語や海外への関心を高めることを目的に、身近にあるこどもっとひろば（以下、児童館）において、小学1、2年生を対象に英語プログラムを実施する。

実施にあたっては、事業者1社を決定し、市と委託契約を締結したうえで、事業者は楽しみながら英語で自己紹介が出来るようになる等の目標を設定したプログラムを企画し、そのプログラムを実施する外国人講師等を市内児童館に派遣する。

実施結果について、児童館運営者、利用者、派遣外国人講師等の関係者にアンケート等の調査を実施し、プログラム内容の満足度・効果の測定及び今後の実施内容や方法について検証を行うとともに、各児童館が当事業の広報を円滑に行うことが出来るよう、広報用チラシのテンプレートの作成を行う。

(2) 業務内容

- ・英語を使った挨拶や自己紹介等のコミュニケーションの目標設定を行った体験プログラムの企画
- ・外国人講師等派遣によるプログラムの実施
- ・児童館運営者、参加者、派遣外国人講師等への調査等による今後の実施内容や方法、実施効果に関する検証
- ・広報用チラシのテンプレート作成

（業務内容詳細は、別紙「委託業務仕様書」のとおり）

(3) 委託期間

委託契約締結の日から2027年3月31日まで

(4) 履行場所

神戸市こども家庭局こども青少年課が別途指定する場所

(5) 事業規模（契約上限金額）

金12,000,000円（消費税・地方消費税含む）

(6) 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は、契約金額以外の費用を負担しない。

2. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は委託者と協議のうえ、委託業務仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結しないことがある。

(2) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(3) 委託料の支払い

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

(4) 契約保証金

免除

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

3. 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (7) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等を滞納している団体、又は代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (9) 共同事業体で参加しようとする場合は、業務分担率が最も大きいものを代表事業者とし、代表事業者及び共同事業体を構成するその他の事業者が上記（1）～（8）まで全て満たすこと。また、委託者との連絡調整は代表事業者が行うこと。

4. スケジュール

(1) 公募開始	2026 年 2 月 20 日（金）
(2) 参加申請受付期限	2026 年 3 月 6 日（金）17 時
(3) 質問受付締切	2026 年 3 月 6 日（金）17 時
(4) 質問に対する回答	2026 年 3 月 13 日（金）
(5) 企画提案書の提出期限	2026 年 4 月 7 日（火）17 時
	書類選考（提案事業者が 5 団体を超える場合）の上、企画提案会参加の可否を通知
(6) 企画提案会の開催	2026 年 4 月 21 日（火）予定
(7) 選定結果通知	2026 年 4 月 24 日（金）予定
(8) 契約締結・事業開始	2026 年 4 月 27 日（月）予定
(9) 事業完了	2027 年 3 月 31 日（水）

5. 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

①受付期間

2026年3月6日（金）17時必着

②提出書類

ア) 参加申請書（様式1号）

イ) 誓約書（様式2号）

ウ) 会社概要・団体概要（任意様式）

エ) 法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明）【写し可】

※法人以外の団体にあたっては、これに相当する書類（組織・役員・事業内容等のわかるもの）

オ) 事業経歴書及び業績報告書（直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載）

※任意様式（決算報告書、会社・団体概要、パンフレット等でも可）

カ) 直近1か年の納税証明書（国税）及び、納税証明書又は滞納がないことの証明（市税）【写し可】

※ただし、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が提出できない場合、その旨を記載した理由書を提出すること。

※法人以外の団体にあっては、代表者の納税証明書又は滞納がないことの証明（市税）

※上記（イ）（エ）（カ）は提出日時点で発行日より3か月以内のもの

※本年度 神戸市競争入札参加資格を有する場合は、（イ）（エ）（カ）の提出は省略可。

※共同事業体で参加しようとする場合は、共同事業体結成届出書（様式1号—2）も提出するとともに、（ウ）（エ）（オ）（カ）について、代表事業者および共同事業体を構成するその他の事業者それぞれが提出すること。

③提出方法

電子メールに添付して本要領「9」の提出先に送信すること。（PDF形式）

件名は「こどもっとひろば（児童館）で楽しい英語体験事業業務」とすること。

④参加資格

提出資料を審査の上、参加資格がない者に対してのみ、その旨を電子メールで通知する。

(2) 質問の受付

①受付期間

2026年3月6日（金）17時必着

②提出方法

質問票（様式3号）に質問事項を記入し、本要領「9」の提出先に電子メールで提出すること。

③回答

2026年3月13日（金）までに、応募者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて送信する。事実関係の確認など、回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。なお、質問した事業者名は公表しない。

神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

6. 企画提案に関する事項

(1) 提出期限

2026年4月7日（火）17時必着

(2) 提出方法

電子メールに添付して本要領「9」の提出先に送信すること。（PDF形式）

(3) 提出書類

次のア～ウの書類及びデータをメール（PDF形式・MP4）にて提出すること。

なお、容量が大きく送付できない場合は連絡すること。

ア) 見積書（A4サイズ）

イ) 企画提案書（A4サイズ・10ページ以内）

※年間計画表を含めること

ウ) その他補足資料（A4サイズ）

※参加申請の際に、共同事業体結成届出書を提出した場合は、上記書類とあわせて「共同事業体協定書」（任意様式）を提出すること。

(4) 作成要領

様式は任意とするが、以下のすべての内容を含むこと。

また、本業務の範囲内で、必要に応じて追加提案をしてもよい。

① 見積書

内訳として「外国人講師等派遣業務」「企画・調整業務」「報告業務」「交通費」「教材・備品等準備費」「広報用チラシテンプレート作成費」の項目に分けて記載すること。派遣回数に応じて変動する項目は明記すること。

上記項目をすべて含めて「外国人講師等派遣業務」として1回あたりの単価積算も可能とするが、内訳を必ず明記すること。

② 企画提案書

ア) 業務実施体制等

・本業務を実施するにあたっての人員等の体制について、専任/兼任の違い及び、兼任の場合は本業務への従事量（週〇日勤務等）を含めて、記載すること。

イ) 本業務に対する考え方、実施方針

・本業務の趣旨・目的に関する提案者の理解、それを踏まえた取組方針・目標を記載すること。

ウ) 外国人講師等の確保、派遣手法

・具体的な実施内容・方法・スケジュール・目標を記載すること。派遣を想定する外国人講師等の能力、資質、指導経験等の明示も行うこと。

エ) 外国人講師等を活用した英語によるコミュニケーション体験プログラム企画

・具体的な実施内容・方法・スケジュール・目標を記載すること。実施するプログラム内容の例示も記載すること。

オ) 実施報告業務・広報用チラシテンプレート作成業務

・具体的な実施内容・方法・スケジュール・目標を記載すること。

カ) 提案のセールスポイント

キ) 類似業務の実績

・実施期間、業務内容等の実績を記載すること。

・特に委託者からの受託実績がある場合は、委託契約名と所管課名を記載すること。

7. 選定に関する事項

(1) 提出資料に関するヒアリングは必要に応じて実施する。

(2) 提案事業者が5団体を超える場合は、企画提案会に先立ち、書類選考を実施する。

(3) 書類選考にあたっては、審査項目に沿って企画提案書類等提出書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が、上位5団体の事業者について企画提案会に参加できるものとする。選考結果については応募書類の提出者全員にEメールにて結果を通知する。

(4) 事業者選定にあたっては、選定委員会において、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容を下記(7)に掲げる評価基準に基づいて評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。企画提案者が1者のみの場合は、委託者の判断で書類選考のみによる選定を行う場合がある。

また、契約を締結するにあたっては、未決定事項等がある場合、委託者と委託予定事業者で協議を行うこととし、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更について決定する。

委託予定事業者が辞退又は協議が不調のときは、業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

なお、各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の事項の順により最終決定する。

ア) 「(7) 評価基準」のうち、②～⑥の事業別評価項目の合計点数が最も高いもの

イ) アが同点の場合は、「(7) 評価基準」のうち、「⑧本業務に類似した事業実績があり、情報やノウハウの蓄積がされているか」の合計点数が最も高いもの

以下、「①本業務の趣旨・目的を理解した提案であるか」「⑦業務実施にかかる適切な経費の積算がなされているか」「⑨神戸市内に事務所（本部）を有しているか」の順により同様に決定する。

(5) 企画提案会

①日時 2026年4月21日（火）（予定）

②場所 神戸市こども家庭局こども青少年課（1号館7階）

③内容 企画提案書（様式自由）等による質疑応答を含むプレゼンテーション（10分程度、質疑応答は別途）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

(6) 選定結果の通知

2026年4月24日（金）（予定）に、応募書類の提出者全員に結果を通知予定。

(7) 評価基準

下記の項目に基づき、各審査員が100点満点で評価する。

運営	①本業務の趣旨・目的を理解した提案であるか	10点
	②実現可能な事業内容・方法・スケジュールとなっているか	10点
体制	③本業務を的確に実行できる体制であるか	10点
	④派遣する人材の確保方法や想定する能力は適切か	15点
事業内容	⑤プログラムの内容は本業務の目的を達成出来る内容となっているか	15点
	⑥実施報告業務の方法は適切であるか	5点
金額	⑦業務実施にかかる適切な経費の積算がなされているか	10点
実績	⑧本業務に類似した事業実績があり、情報やノウハウの蓄積がされているか	15点
地元加算	⑨神戸市内に事務所（本部）を有しているか	10点

8. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何に拘らず返却しないものとする。
- (3) 提出書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 以下の条件の何れかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
 - ア) 本実施要領3に掲げる条件に該当しないものが参加したとき
 - イ) 神戸市が指定する場合を除き、提出書類等の必要書類が提出期限を過ぎて到着した場合
 - ウ) 本実施要領にて指定する提出書類の様式や必要事項が満たされていないとき
 - エ) 提案内容について、実施体制等から明らかに本事業の実施が困難と見込まれる場合。
 - オ) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や、企画提案会にて使用する発表資料を含む追加資料の提出、2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 選定結果（契約候補者名と各提案者の評価点数）は神戸市ホームページに掲載する。公表する範囲は、委託予定事業者名、各提案者の評価点とし、委託予定事業者とならなかった企画提案者名は発表しない。
- (7) 委託契約の締結については、所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (8) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 本契約に係る令和8年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は本公募に基づく契約は締結しないことがある。

9. 問い合わせ及び書類の提出先

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館7階）

神戸市こども家庭局こども青少年課 担当：溝渕、若林

電話：078-322-5210 FAX：078-322-6043 電子メールアドレス：kk-jidokan@city.kobe.lg.jp